



神医 FAXニュース

第494号

編集・発行 神奈川県医師会

毎月第1・第3水曜日発行

TEL.045-241-7000

FAX.045-241-1464

インターネットホームページ
http://www.kanagawa.med.or.jp

「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金交付事業」・ 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について

国の第2次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の中で、医療機関や医療関係者が多く関わる「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金交付事業（以下、慰労金事業）」・「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（以下、支援金事業）」について、7月31日時点で把握していることについてお知らせいたします。

【概要】

《慰労金事業》

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、患者と接する医療従事者や職員である個人に対し、医療機関の役割や地域外来・検査センターにて業務を行った場合等の条件により給付（20万円、10万円、5万円）されます。（本年1月15日以降6月30日までに10日間以上の勤務実績等が要件）

《支援金事業》

新型コロナウイルス感染症の疑い患者が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関等に対して、感染拡大防止対策の支援として、病院（200万円＋5万円×病床数）、有床診療所（200万円）、無床診療所（100万円）を上限として給付されます。

※疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療のいずれかを担う医療機関の場合には、上限が大きく設定されている「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入のための救急・周産期・小児医療体制確保事業」への申請が可能（支援金事業といずれか一方のみ）となりますので、自院がどちらに該当するかは神奈川県にご確認ください。

【申請方法等】

- 申請窓口：神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、県国保連合会）
- 申請方法：県国保連合会のオンライン請求システム等を利用ただし、電子媒体、紙媒体での請求も可能
- 受付期間：令和2年8月15日～令和2年12月31日のうち各月

15日～月末まで（各月1日～14日までは受け付けておりません。）

○給付方法：県国保連合会に登録されている口座あて給付

○給付日：申請受付日の翌月末（目安）

【その他】

○本件に関する問い合わせは、神奈川県健康医療局保健医療部医療課（神奈川県代表電話番号：045-210-1111）にて受け付けております。

○専用のナビダイヤルが、近日中に設置される予定です。

○神奈川県ホームページ（以下のURL参照）にて情報を随時更新しておりますので、ご確認ください。

【<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/f533/sienkintop.html>】

（理事 笹生 正人）

生命を終わらせる行為は医療ではない

－ALS患者囑託殺人で日医・中川会長

日本医師会の中川俊男会長は29日の定例会見で、2人の医師による筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者の囑託殺人事件について「患者から死なせてほしいとの要請があったとしても、生命を終わらせる行為は医療ではない。患者の苦痛に寄り添い、共に考えることが医師の役割」とし、「このような事件が二度と起こらないよう、患者が尊厳ある生き方を実現できる社会を目指していく」と述べた。

中川会長は「報道によると事前に医師に金銭が支払われていた。医療の本質は人類愛に基づく行為であり、自らの利益のために行うものではない。容疑をかけられている医師は患者の主治医ではなく診療の事実もないという。医の倫理に照らす以前に、一般的な社会的規範を大きく逸脱している」と指摘。「決して看過できるものではない」と強調した。

その上で「患者が長期にわたる闘病の中で死を選ぶ道を探し求めたとすれば非常に悲しいことだ。死を選ばなくてはならない社会ではなく、生きることを支える社会をつくる。そのためには、治療法の確立を目指したさまざまな研究開発、心のケア、介助や支援制度の拡充、患者や障害を持った人がより良く社会で生きていける技術の開発や普及など、医師会がやるべきことは何かを追求していきたい」と述べた。

メディファクス7/30

最	旬	医	界	
		情		報

コロナ対応での医師の時間外勤務なども調査へ

－ 3病院団体経営状況調査

日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会の3病院団体は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による病院経営状況の調査を進めている。今年5月に公表した2～4月を対象にした前回調査に続く2回目で、今回は4～6月の医業収支、医業利益などに加え、新型コロナ対応に伴う医師の時間外労働の実態も把握する計画。調査期間は今月13～27日までで、来月上旬にも調査結果をまとめ、厚生労働省などに提出する予定だ。

●一般病棟入院基本料など医療機能7分類に変更

調査対象は前回と同様約4300病院だが、前回調査で▽一般病床▽療養病床▽その他—の3分類だった形式を見直す。具体的には、▽一般病棟入院基本料▽療養病棟入院基本料▽特定機能病院入院基本料▽回復期リハビリテーション病棟入院料▽地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料▽精神病棟入院基本料▽その他—の7分類に変更する。医療機能を明確化した上で、コロナ感染患者への診療対応の影響が医療機能によってどう異なっているのかを把握する考えだ。

また、病院の経営悪化の一要因とみられる手術では、単なる手術件数だけでなく、新たに「内視鏡」「血管造影」の件数の記載も求める。夏季賞与支給の状況も追加し、「満額支給」「減額支給」「支給なし」から選択してもらう計画だ。

今回の調査設計を担当した日病の島弘志副会長は、本紙の取材に対し、コロナ感染症への診療対応によって「4月よりも5月の病院経営が悪化していることをデータから実証したい。引き続き7月から9月も調べ、コロナへの対応が病院経営に与える影響を四半期ごとに追跡する必要がある」と語った。

●時間外労働、月80時間以上を把握へ

今回の調査からは、医師の時間外労働の実態を探る計画。2024年度からスタートする医師の時間外労働時間の上限規制を視野に入れ、コロナ感染症の診療の影響で時間外労働月80時間以上となった医師数、月100時間以上の医師数などを調べる。島副会長は「呼吸器内科や感染症科などの医療スタッフは、コロナ感染患者に対応のため時間外労働を余儀なくされている。医師の働き方改革などの今後の検討のためにも、コロナ診療への

対応でこういった影響が出ているかの実態を把握しておきたい」と説明。8月下旬にも議論を再開させる見通しの厚労省の「医師の働き方改革の推進に関する検討会」にもデータを提出する意向を示した。

コロナ感染患者の受け入れによる医師を含めた職員の超過勤務時間については、全国医学部長病院長会議が6月時点のアンケート調査を公表済み。それによると全体の約4割の大学病院で増加したと回答していた。メディファクス7/28

概算前払いの清算、医科は4割が猶予申請

－ 支払基金

社会保険診療報酬支払基金は27日付で、新型コロナウイルス感染症の影響により5月診療分の診療報酬概算前払いを実施した医科保険医療機関615件の猶予申請状況を公表した。猶予となったのは247件で、40.2%を占めた。内訳は病院が38件、診療所が209件。他方、7月に支払われる診療報酬等支払額で調整したのは368件だった。

調剤などを含む全体の精算状況は、概算前払いを申請した保険医療機関等1244件(約51.1億円)のうち、741件(約31.1億円)が7月の5月診療分診療報酬等支払い時に調整した。猶予となったのは503件(約20.1億円)で、調整の内訳は▽一括=34件(約0.5億円)▽2カ月=25件(約5.6億円)▽3カ月=42件(約0.8億円)▽4カ月=16件(約0.1億円)75カ月=86件(約1.3億円)一となった。

2020年7月豪雨の被災医療機関の6月診療分概算請求は、熊本で33件、鹿児島で1件となった。内訳は医科が17件、歯科が6件、調剤が11件で、訪問看護はゼロだった。

審査支払い事務の集約に向けて進めている、各支部のコンピューターチェックルールの見直し状況も公表。今年1月時点で約2.2万件あったルールが、6月時点で約1.5万件に減少した。来年9月までに各支部ルールを廃止し、本部ルールに集約する予定だ。

●審査の一般的取り扱い、医科3事例を公表

審査の一般的な取り扱い(医科)について、新たに3事例を公表した。これにより医科の公表事例は合計29事例となった。

投薬の「モサプリドクエン酸塩の効能・効果である慢性胃炎に伴う症状の改善に対する特定疾患処方管理加算2の算定について」では、同加算2の算定は「認められる」と明記。他方、手術の「切創に対する皮膚欠損用創傷被覆材の算定について」と、病理診断の「乳がんの診断においてD410乳腺穿刺又は針生検(片側)『2』その他により採取した検体を用いた場合のN000病理組織標本作製の算定について」では、「算定は原則として認められない」とした。メディファクス7/30